

株主各位

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
並びに反社会的勢力排除に
対する取り組み
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社 ディア・ライフ

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第4回新株予約権
発行決議日	2016年11月11日
新株予約権の数	3,160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 316,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 380円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	337円
権利行使期間	2018年1月1日から 2021年11月30日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く) 新株予約権の数 保有者数 510個 2人

- (注) 1. 第4回新株予約権については、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行しております。
 2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①2017年9月期及び2018年9月期のいずれかの期における連結計算書類に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、計算書類の損益計算書）において、経常利益が②及び③に掲げる条件を達成した場合において、それぞれの割合に応じて④から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。
- ②18億円を超過している場合 行使可能割合：50%
- ③25億円を超過している場合 行使可能割合：100%
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社グループの取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要並びに反社会的勢力排除に対する取り組み

I 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うほか、職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

- (2) 監査役は、取締役会のほか、社内における重要な会議への出席や日常の業務監査により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。
- (3) 業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、顧問弁護士や警察等外部関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会等の重要な会議の議事録や稟議書などの重要書類や、財務・リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役及び監査役が常時これらの媒体を閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの業務遂行に係るリスクに関して、当社グループ各社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行った上で、当社グループ各社の相互の連携のもと、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うなど、リスクマネジメントを実施する。
- (2) グループ会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社及びグループ会社が受ける体制を整備するほか、当社又はグループ会社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社、グループ会社及び一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。
- (3) 当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査担当による当社及び当社子会社全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

監査役及び内部監査担当は、当社グループ各社のリスク管理の実効性について調査する。
取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の効率性を確保するため、意思決定プロセスの簡素化の推進及び組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等による、それぞれの職域と権限の明確化を図る。
- (2) 取締役会において、当社及び当社グループとして達成すべき目標として中期経営計画及び年度経営計画等の全社的目標を定め、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行にフィードバックする。
- (3) 月1回開催する取締役会において、業務の進捗報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

5. 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。
 - (2) グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、月1回開催する取締役会に、子会社代表者の出席を求めるなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。
 - (3) 監査役は必要に応じて、グループ会社の業務状況等を調査する。また、内部監査担当は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。
 - (4) グループ会社において、当社、グループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。グループ会社は、コンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社、グループ会社で一体として対応する。

6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用者を求めた場合は、当社の使用者から監査役補助者を任命する。
 - (2) 補助使用者は、監査役の指揮・命令に服する。人事異動及び処遇については、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
 - (3) 当社は、補助使用者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

7. 当社グループの取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及び当社グループ会社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとる。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用者は、当社グループについて法令に違反する事実や会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとし、その報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
 - (3) 内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役と定期的にミーティングを持ち、業務の状況のヒアリングや監査上の重要課題について意見交換を行うものとする。また、内部監査担当や会計監査人とも定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人や内部監査担当から報告を求めるなど、連携のもと監査を有効に行っていくものとする。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行について

取締役会を22回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告だけでなく、重要な事項（経営戦略、投資、資本政策など）の審議を行っております。また、各部門を管掌する執行役員の支援を通じ、業務の効率化、迅速化を図っております。

2. コンプライアンスについて

- (1) 各種コンプライアンス研修（入社時研修、インサイダー取引に関する研修等）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- (2) 当社及びグループ各社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めています。

3. リスク管理について

社内諸規程などの整備・管理・運用を継続して行うことや、週1回以上開催する各事業部門会議を通じて業務遂行や事業進捗状況を把握・共有することで、事業上の予見可能なリスクを未然に防止し、安全かつ効率的な業務体制の維持を図っております。

4. 当社グループ管理体制について

当社から派遣した取締役及び監査役により、子会社における取締役の職務執行の監視、監督を行っております。

内部監査担当は、子会社取締役や担当者との協議により、子会社の内部監査を実施し、その結果を、当社及び子会社の代表取締役及び監査役に適時に報告を行うなど、業務全般に関する適正性の確保に努めています。

5. 監査役の職務の執行について

- (1) 監査役会を14回開催した他、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して、事業・業務に関する報告を求めることができるものとしております。
- (2) 常勤監査役は取締役会のほか、当社グループの各事業部門が開催する重要な会議等に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査担当と連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

Ⅲ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況及び具体的な取り組みについては、当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士等との連携を図っております。

取引先等に対しても、各種契約書類に「反社会的勢力排除条項」の記載をおりこむなど、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して行っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は以下の通りです。

(1) 新規取引先に対するチェックの方法

新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行います。加えて、取引時には反社会的勢力排除に関する確認条項を記載した取引契約書を締結しており、これらのプロセスが行われていない場合は、取引が開始できることとしております。

(2) 株主に対するチェックの方法

毎年9月末時点の株主について、当社の株主名簿管理人に依頼し、反社会的勢力に該当する株主の有無についての情報提供を受け、当社株主に対するチェック

連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年10月1日 残高	3,085	3,786	5,651	△209	12,315
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	32	32	—	—	64
自己株式の取得	—	—	—	△543	△543
自己株式の処分	—	2	—	8	10
剰余金の配当	—	—	△1,120	—	△1,120
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,363	—	2,363
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	32	34	1,243	△535	774
2019年9月30日 残高	3,117	3,821	6,895	△744	13,089

	新株予約権	純資産合計
2018年10月1日 残高	1	12,316
連結会計年度中の変動額		
新株の発行	—	64
自己株式の取得	—	△543
自己株式の処分	—	10
剰余金の配当	—	△1,120
親会社株主に帰属する当期純利益	—	2,363
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	△0	773
2019年9月30日 残高	0	13,089

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	(株)ディアライフエージェンシー
(2) 非連結子会社の数	該当事項はありません。
非連結子会社の名称	該当事項はありません。
非連結子会社を連結の範囲から除いた理由	該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

名称	(株)パルマ
----	--------

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法適用の非連結子会社の数及び名称	該当事項はありません。
--------------------	-------------

(3) 持分法適用していない非連結子会社の数及び名称

持分法適用していない非連結子会社の数	該当事項はありません。
--------------------	-------------

(4) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

持分法を適用していない非連結子会社に持分法を適用しなかった理由	該当事項はありません。
---------------------------------	-------------

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)ディアライフエージェンシーの決算日は、当社決算日と同じ9月30日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産
販売用不動産及び
仕掛販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方
法）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備は除く）及び事業用工具器具及
び備品については、定額法によっております。
なお、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構
築物については、定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～18年
機械装置及び運搬具 10年
工具、器具及び備品 3～15年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。控除対象外消費税額等につ
いては、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、
5年間で均等償却を行っております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

当社は「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

販売用不動産	4,385百万円
仕掛販売用不動産	7,254百万円

担保付債務

短期借入金	57百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,030百万円
長期借入金	8,768百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	40,614,200	188,500	—	40,802,700

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加は、全て新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	601,788	1,212,024	23,300	1,790,512

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間が到来していないものを除く。）

	2016年11月11日取締役会決議分 (第4回新株予約権)
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	127,500株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年12月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,120百万円
1株当たり配当額	28円
基準日	2018年9月30日
効力発生日	2018年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2019年12月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,053百万円
1株当たり配当額	27円
基準日	2019年9月30日
効力発生日	2019年12月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、リアルエステート事業における不動産開発プロジェクトや収益物件等の不動産プロジェクトに必要な資金を主に銀行からの借入により調達しております。また、一時的な余資を預金、上場有価証券等の流動性が高く隨時現金化可能な金融商品により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの主たる事業であるリアルエステート事業においては、現金決済をもって物件の引渡しが完了するため原則として営業債権は発生しませんが、セールスプロモーション事業においては営業債権である売掛金が発生し、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債権については取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、有価証券取扱規程に、資金運用に係る権限や管理方法を定め、これらに従い管理しております。また、資金運用に関する事項は定期的に取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主にリアルエステート事業における不動産開発プロジェクトや収益物件等の不動産プロジェクトに必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、当社グループの財務担当部門が定期的に金利推移について管理しており、金利変動による負担増減の早期把握に努めております。また、当社グループの財務担当部門は、各事業部門からの営業活動報告等に基づき資金繰り計画を適時に作成・管理することにより流動性リスクの管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,811	9,811	—
(2) 売掛金	32	32	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	865	2,159	1,293
資産計	10,709	12,003	1,293
(4) 支払手形及び買掛金	163	163	—
(5) 社債	300	318	18
(6) 短期借入金	357	357	—
(7) 未払法人税等	1,034	1,034	—
(8) 長期借入金（※）	10,007	10,007	—
負債計	11,862	11,881	18

* 1年内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金と(2) 売掛金

これらの時価については、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金

買掛金の時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債

当社の発行する社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 短期借入金

短期借入金の時価については、全て変動金利であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (7) 未払法人税等

未払法人税等の時価については、短期間で支払われるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利の借入であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2019年9月30日)
投資有価証券	61

(注) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超
現金及び預金	9,811	—
売掛金	32	—
合計	9,844	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の償還及び返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	1,038	1,579	3,825	935	366	2,260

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 335円52銭
2. 1株当たり当期純利益 59円52銭

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益 剰余金 合計	その他 利益剰余金	自己株式	株資合
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計				
2018年10月1日残高	3,085	3,015	779	3,795	4,934	△209	11,607
事業年度中の変動額							
新株の発行	32	32	—	32	—	—	64
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△543	△543
自己株式の処分	—	—	2	2	—	8	10
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,120	—	△1,120
当期純利益	—	—	—	—	2,210	—	2,210
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	32	32	2	34	1,090	△535	620
2019年9月30日残高	3,117	3,047	782	3,829	6,024	△744	12,227

	新株 予約権	純資産 合計
2018年10月1日残高	1	11,608
事業年度中の変動額		
新株の発行	—	64
自己株式の取得		△543
自己株式の処分	—	10
剰余金の配当	—	△1,120
当期純利益	—	2,210
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	620
2019年9月30日残高	0	12,228

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
売買目的有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。
時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法

(2) 時価のないもの

たな卸資産

販売用不動産及び
仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方
法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）及び事業用工具器具及
び備品については、定額法によっております。

なお、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構
築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

機械装置及び運搬具 10年

工具、器具及び備品 3～15年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 無形固定資産

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

支出時に全額費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

当社は「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

販売用不動産 4,385百万円

仕掛販売用不動産 7,254百万円

担保付債務

短期借入金 57百万円

1年内返済予定の長期借入金 1,030百万円

長期借入金 8,768百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式数

1,790,512株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

52百万円

資産除去債務

7百万円

減価償却超過額

21百万円

その他

2百万円

繰延税金資産小計

84百万円

評価性引当額

△30百万円

繰延税金資産合計

53百万円

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

資産除去債務

△4百万円

その他

△0百万円

繰延税金負債合計

△4百万円

繰延税金資産の純額

48百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

役員及び主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及び主要株主	阿部 幸広	(被所有) 直接2.02	当社代表取締役社長	ストックオプションの行使（注1）	16	—	—
役員及び主要株主	青木 寛	(被所有) 直接0.06	当社取締役	販売用不動産の売却（注2）	128	—	—
				ストックオプションの行使（注1）	2	—	—
役員及び主要株主	清水 誠一	(被所有) 直接0.46	当社取締役	ストックオプションの行使（注1）	10	—	—
役員及び主要株主	杉本 弘子	(被所有) 直接0.29	当社取締役	ストックオプションの行使（注1）	1	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2016年11月11日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(注2) 当該販売用不動産の売却価格の決定方法は、近隣の取引事例を参考に決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

313円44銭
55円65銭